

是正請求事案（児童手当不支給事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 37 条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成 22 年規則第 28 号）第 22 条の規定の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成 23 年 6 月 16 日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 児童手当不支給事案
- 2 答 申 日 平成 22 年 10 月 13 日
- 3 答 申 是正請求を棄却すべきと考える。また、児童手当支給事務については、一部不適切な点があったと認められるため、今後は適切に事務を行うよう、担当課に改善を求める。
- 4 事案概要 旧笠原町役場に児童手当申請に出向いたが提出することができなかった。しかし、合併後に同じ児童について多治見市役所にて児童手当申請すると支給対象となり、以後支給されている。
当初、旧笠原町役場において児童手当申請した時点で支給対象であったのか、また、旧笠原町役場での申請時から合併後の多治見市役所での支給開始時までの間について児童手当が支給されるべきかどうかを知りたい。
- 5 審査会の判断概要
 - (1) 児童手当支給対象であったか否か
児童手当支給に関する法令に照らし、検討した結果、所得制限の条件を満たさ

ず、支給対象とならなかったと考えられる。

(2) 窓口における対応が適切であったか否か

是正請求人と当時の担当職員の事実関係の認識が大きく食い違っているため、適切であったかどうかの検証はできなかった。

しかしながら、所得を事前に調べ、支給対象とならない見込みの者に対しては、申請書を提出させないという事務方法は適切ではないため、申請書を提出させた上で調査し、決定するという本来の申請事務を行うなど、対応改善を求める。